

サル飼育室・処置室への入室に必要な資格等について

動物生命科学研究センター長裁定

2025 年 2 月 14 日裁定

2025 年 7 月 25 日改正

動物生命科学研究センターが管理する、現にサルを飼育している部屋（以下、「飼育室」という。）ならびに現にサルへの処置を行っている部屋（以下、「処置室」という。）にセンター職員以外の者が入室する場合に必要な資格等について、次のとおり定める。

（実験に従事する者）

1. 動物実験に従事する目的で飼育室・処置室へ入室する者は、動物実験資格（基礎）（以下、「基礎資格」という。）ならびに動物実験資格（サル）（以下、「サル資格」という。）を取得する必要がある。

加えて、感染実験区域の飼育室・処置室へ入室する者は、動物実験資格（感染）（以下、「感染資格」という。）を取得する必要がある。

ただし、入室の直近 2 週間以内に、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなどの感染症に罹患した場合は入室できない。

なお、学外者については、入室前に、胸部エックス線検査およびインターフェロン γ 遊離試験 (IGRA) の結果ならびに麻疹・風疹・水痘・ムンプスのワクチン接種歴または抗体価検査値を提出させ、本学保健管理センターの確認を受けなければならない。このことについて、詳細は、別紙のとおりとする。

（実験に従事しない研究者）

2. 所属の学内外にかかわらず、研究者で、次のいずれかの目的で飼育室・処置室へ入室する者は、基礎資格ならびにサル資格を取得する必要がある。

(a) 動物実験の準備のため

(b) サルの処置（麻酔、採卵、移植、投薬など）を見学するため

(c) サルの組織を採材するため

加えて、感染実験区域の飼育室・処置室に入室する者は、感染資格を取得する必要がある。

ただし、センター長の判断により、動物実験資格について、一部あるいはすべてを免除することができる。

なお、学外者については、入室前に、胸部エックス線検査およびインターフェロン γ 遊離試験 (IGRA) の結果ならびに麻疹・風疹・水痘・ムンプスのワクチン接種歴ま

たは抗体価検査値を提出させ、本学保健管理センターの確認を受けなければならない。このことについて、詳細は、別紙のとおりとする。

(業者等)

3. 業者等(※)がサル飼育室・処置室に入室するにあたって、(1)サルに触れる、(2)サルの研究(観察研究を含む)を行う、のいずれにも該当しない場合、事前に『サル実験・飼育区域への入室申請書』を提出して許可を得ることを条件に、基礎資格、サル資格ならびに感染資格の取得をせずに入室できる。ただし、入室の直近2週間以内に、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなどの感染症に罹患した場合は入室できない。

(※サル飼育室の工事や研究機器を設置するために入室する業者、職務上の必要により入室する大学職員などがこれに該当する。)

(サルエリアの廊下・サルの居ない処置室への立ち入り)

4. 学内外の研究者、業者等(※)がサルエリアの廊下、サルの居ない飼育室・処置室に入室するにあたって、事前に『サル実験・飼育区域への入室申請書』を提出して許可を得ることを条件に、基礎資格、サル資格ならびに感染資格の取得をせずに入室できる。ただし、入室の直近2週間以内に、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなどの感染症に罹患した場合は入室できない。

(※サル飼育室の工事や研究機器を設置するために入室する業者、職務上の必要により入室する大学職員などがこれに該当する。)

(その他)

5. 1から4のいずれにも該当しない場合、センター長の判断により必要な動物実験資格を決定する。

(附則)

この裁定は、2025年2月14日から施行する。

(附則)

この裁定は、2025年9月1日から施行する。

以上

別 紙

動物実験資格(サル)の取得の有無により、サルに直接触れる機会のある学外者を分別し、インターフェロンγ遊離試験(IGRA) や四種感染症の対策にかかる要否をルール化する

対象者	入校日数	胸部X線検査	IGRA	麻疹・風疹・水痘・ムンプス	B型肝炎 ※ヒト血液曝露のある場合	提出書類
動物実験資格(サル)を有する者 および 資格(サル)教育訓練受講者 (サル実験従事者、サル実験補助者、サルの見学者、サル組織採材者)	20日未満 または 4週間未満	○ (入校前 1年以内)	○	○	—	感染症関連証明書
	20日以上 または 4週間以上	○ (入校前 1年以内)	○	○	※	
動物実験資格(サル)を有しない者 ※サルには触れない者	20日未満 または 4週間未満	○ (入校前 1年以内)	○	—	—	医療機関発行 様式(サル)
	20日以上 または 4週間以上	○ (入校前 1年以内)	○	○	※	

※①②共通【麻疹・風疹・水痘・ムンプス(流行性耳下腺炎)の本学適格基準】

- A : 2回のワクチン接種が終了している。
- B : Aは満たさないが、5年以内のEIA法 (IgG)にて抗体価が基準値以上(陽性)
基準値【麻疹：16.0以上、風疹：8.0以上、水痘：4.0以上 ムンプス：4.0以上】
- C : Aは満たさないが、5年以内のEIA法(IgG) にて抗体価基準値以下であり、検査後にワクチン追加接種(1回) を実施
基準値【麻疹：2.0－16.0未満、風疹：2.0-8.0未満、水痘：2.0-4.0未満 ムンプス：2.0-4.0未満】
- ※各種抗体価が2.0未満の場合は、2回のワクチン接種が必要

※①②共通【ルール遵守の確認】

大学の定める感染症関連証明書（医療機関発行）にて保健管理センターの確認を要する

※①②共通【施行日】

令和7年9月1日